

大田原市区長連絡協議会は、市と区長(自治会長)相互の連絡調整を図り、市政の発展に貢献することを目的に結成されています。総会において、次のとおり役員が選任されましたのでお知らせします。(敬称略、()内は自治会名)

●会長…筒井 雅治(薄葉第2団地)

●副会長…小池 清一(川下刈切平林)、本多 房雄(荒町)、佐藤 富夫(前田3区)

●理事

▶大田原地区…小池 清一(川下刈切平林)、福島 初夫(大久保町)、平山 文夫(富士見ハイツ)、室井 敏雄(赤堀西)

▶金田地区…紙本 一富(乙連沢)、永山 一美(鹿畑)、松田 民司(上深田)

▶親園地区…植木 重治(五本木)

▶野崎地区…筒井 雅治(薄葉第2団地)

▶佐久山地区…本多 房雄(荒町)、尾引 保仁(岩井町)

▶湯津上地区…石沢 進(佐良土(仲宿・古宿・田宿))

▶黒羽地区…佐藤 富夫(前田3区)

▶川西地区…郡司 英俊(下町2区)、中村 新一(寒井本郷)

▶両郷地区…大森 清五(大輪上)

▶須賀川地区…平久江 徳昭(須賀川上)

●監事…田代 一典(木佐美)、菊地 一男(須佐木上)

●会計…磯 則之(湯津上(下))

新型コロナウイルス感染症の影響による

国民健康保険税の減免について

問 国保年金課 本 2階 TEL (23) 1120

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)に収入減少などがあった場合、国民健康保険税の減免が受けられる制度があります。

【減免の基準・減免内容】

1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った(1か月以上の治療を要する場合など)世帯

→保険税を全額免除

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯

・主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みであること

・主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

・主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

→保険税の一部を減額

※申請にあたっては、収入を証明する書類(帳簿や給与明細書など)が必要です。

○一部減額の場合の減免額：①×②

① = A × B / C

A：保険税額

B：主たる生計維持者(世帯主)の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者(世帯主)および同世帯の国保加入者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額	減免割合(②)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者(世帯主)の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得にかかわらず、①を全額免除。

【減免対象となる保険税】

・令和元年度分および令和2年度分であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

・減免の対象となるかどうか、申請方法などの詳細については、7月中旬以降に発送予定の国民健康保険税納税通知書がお手元に届いてからお問い合わせください。

※後期高齢者医療保険料についても同様に減免制度があります。詳しくは、栃木県後期高齢者医療広域連合から全被保険者に対して送付されるリーフレットをご覧ください。

新型コロナウイルス禍における 自然災害からの避難

問 危機管理課 本 3階 TEL (23) 1115

局地的大雨や台風が発生する季節を迎え、風水害・土砂災害が発生しやすくなっています。

災害時の避難については、密集した空間での集団生活により新型コロナウイルスによる感染症のリスクが高まります。少しでも感染リスクを軽減するため、次のことについてご協力ください。

■避難所の過密状態防止のために

避難とは「難」を「避」けることです。避難所に行くことだけが避難ではありません。

可能な限り多くの指定避難所を開設しますが、下記の手順により、避難所以外への避難についても検討してください。

①ハザードマップ(※)と避難行動判定フロー(※)を活用し、自宅などの安全性を確認しましょう。

②自宅などの安全を確認できた場合は、自宅で身を守る行動をとりましょう。

③自宅などの安全を確認できない場合は、安全な親戚宅、友人宅への避難も検討しましょう。

※市危機管理課窓口、または市ホームページで入手できます。

■避難所での感染予防のために

・避難をする際、発熱、強いだるさや息苦しさがある場合は市危機管理課へご相談ください。

・食料、飲料水、体温計、マスク、ウェットティッシュ、タオルなどを持参してください。

・避難所ではマスクを着用してください。

・こまめな手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。

・避難された方同士の対面を避け、2メートルほどの距離を確保してください。

■よいちメールの登録

防災情報をはじめとする、暮らしに役立つさまざまな情報をお届けします。ぜひご利用ください。

●登録方法…次の方法で登録してください。

パソコンからの登録(<https://service.sugumail.com/ohtawara/member/>)



よいちメール登録へ

携帯電話からの登録(<https://service.sugumail.com/ohtawara/>)

※登録の際に不明な点がございましたら、情報政策課 TEL (23) 8700までお問い合わせください。

●内容…防災・気象情報、防犯・事故情報、ごみ情報、暮らしの情報、税金の情報・納期限のお知らせ、イベント・観光情報、こども・子育て情報、健康・医療情報、教室・講座のご案内、市役所からのお知らせ

●料金…本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料は利用者の負担となります。

夏季に多くなる 食中毒にご注意ください

問 健康政策課 本 3階 TEL (23) 8975

肉の生食や加熱不十分な調理を原因とした腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒が発生しやすくなります。食中毒の原因となるものには、ほかにもノロウイルスなどがあります。特に抵抗力が弱い子どもや高齢者は、注意が必要です。

【家庭での食中毒予防】		【カンピロバクター】 鶏肉の生食や加熱不十分な調理などが主な原因となっています。
食中毒予防は、 食中毒菌を「つけない」「ふやさない」「やっつける」の3原則		
①つけない	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いと洗浄。 ・肉などを触った手や包丁では生野菜は触らない、切らない。 ・肉、魚、卵などを扱う前後は手を洗う。 ・調理器具、布きんの使用前後は、洗ってから熱湯をかけると消毒効果がある。 	
②ふやさない	<ul style="list-style-type: none"> ・調理したらできるだけ早く食べる。冷蔵庫を過信せず、食品は早めに使い切る。 ・室温に長く放置しない。 	
③やっつける	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱調理(加熱・殺菌) ・加熱して調理する食品は中心部まで確実に火を通す。 	

【腸管出血性大腸菌(O157)】

生肉や加熱不足の肉や生野菜、生肉に使った調理器具により汚染された食品も原因になります。

わずかな菌数でも発病することがあります。